



平成 23 年 7 月 8 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 18 番 11 号  
株 式 会 社 ラ ク ーン  
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功  
(コード番号：3031 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先：  
取 締 役 財 務 担 当 副 社 長 今 野 智  
電 話 ： 0 3 - 5 6 5 2 - 1 7 1 1

**募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行及び  
既発行の新株予約権（無償ストック・オプション）の消却に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 7 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社ラクーン第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

**I. 新株予約権の募集の目的及び理由**

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を 1,820 個発行するものであります。

なお、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社グループの平成 25 年 4 月 30 日以降に終了する 5 連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が 1 度でも 230 百万円を超過し、かつ行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金 100,000 円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使できる内容となっております。

また、本新株予約権の発行にあたり、すでに付与していたストック・オプション（第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権及び第 2 回の 2 新株予約権）については、権利放棄の承諾を得て消却する予定です。

①今回新たに発行する本新株予約権

発行数 1,820 個 (1,820 株)

発行価額 712 円

行使価額 61,500 円

行使条件

(a) 平成 25 年 4 月 30 日以降に終了する 5 連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が 1 度でも 230 百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金 100,000 円を超過した場合。

今回新たに発行する本新株予約権の発行済株式数に対する割合 10.0%

②本新株予約権の発行時に放棄消却される予定の新株予約権

	発行日	発行価額	行使価額	残存数
第 1 回新株予約権	平成 16 年 8 月 6 日	無償	98,306 円	484 個 (968 株)
第 2 回新株予約権	平成 17 年 8 月 12 日	無償	98,306 円	64 個 (128 株)
第 2 回の 2 新株予約権	平成 17 年 10 月 21 日	無償	98,306 円	12 個 (24 株)

放棄消却される予定の新株予約権の発行済株式数に対する割合 6.2%

③差し引き、本新株予約権の発行により増加する潜在株の発行済株式数に対する割合

(=①-②の発行済株式数に対する割合) 3.9%

## II. 新株予約権の発行要領

### 1. 新株予約権の数

1,820 個

① 当社ならびに当社子会社の取締役および監査役：8 名 908 個

② 当社ならびに当社子会社の従業員：107 名 912 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、712円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数またはその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり金61,500円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株

式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 23 年 7 月 27 日から平成 31 年 7 月 26 日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
  - (a) 平成 25 年 4 月 30 日以降に終了する 5 連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が 1 度でも 230 百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金 100,000 円（ただし、上記 3. (2) に準じて取締役会により適切に調整される。）を超過した場合。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により

新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成23年7月27日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られ

る再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成23年7月27日

9. 申込期日

平成23年7月15日

以上